

在宅支援ホームヘルプサービスのご案内

心身の状態により、介護保険によるサービスのみでは日常生活に支障が生じる方を対象に千代田区独自に「訪問介護サービス」を提供する制度です。

【対象となる方】

千代田区にお住まいで要介護1以上の認定を受け、介護保険の支給限度基準額を超えて毎週定期的に訪問介護サービスを必要とする次のいずれかに該当する方（※外出介助のみをご利用の場合は、支給限度基準額の超過及び毎週定期的な利用の要件はありません）が対象となります。

- ① ひとり暮らしで心身に障害を有し、日常生活に支障がある方
- ② 同居する者のすべてが65歳以上で構成される世帯で、介護者が虚弱等により介護が困難な状態にある方
- ③ 介護者がおおむね1ヶ月以上の疾病、就労、長期不在などによって自立した生活を営むことができない状況にある方

【利用時間】

サービス	認定区分	利用限度時間
生活援助又は身体介護	要介護1	週2時間
生活援助又は身体介護	要介護2	週4時間
生活援助又は身体介護	要介護3	週6時間
生活援助又は身体介護	要介護4	週8時間
生活援助又は身体介護	要介護5	週10時間
外出介助 (介護保険適用外のサービス)	要介護1以上の方	1回20分以上～4時間 ※月8時間が上限

■外出介助… 日用品の買物の付き添い、病院の院内介助、墓参、各種施設への付き添いなど介護保険では認められない身体介護サービスを、利用者の日常生活を維持するために必要と認められる場合に限りご利用できます。1回4時間まで（月の上限8時間まで）を限度とします。

【利用料金の目安】 ＊一定以上所得者については、2割または3割負担になります。

サービス内容	利用時間	自己負担金 1回あたり (1割)	自己負担金 1回あたり (2割)	自己負担金 1回あたり (3割)
身体1	身体介護（外出介助）30分未満	279円	557円	835円
身体2	身体介護（外出介助）1時間未満	442円	883円	1,324円
身体3	身体介護（外出介助）1時間30分未満	647円	1,293円	1,939円
身体4	身体介護（外出介助）2時間未満	740円	1,480円	2,220円
生活2	生活援助 45分未満	204円	408円	612円
生活3	生活援助 45分以上	251円	502円	753円
身体1生活1	身体介護 30分未満＋生活援助 45分未満	353円	705円	1,057円

※上記はサービス種別の一例です。詳細は担当のケアマネージャーまたは訪問介護事業所へお問い合わせください。

【利用できる時間帯】 月曜日～日曜日の午前8時から午後6時までの間

【裏面もご覧ください】

ご 利 用 方 法

担当のケアマネージャー又は高齢者あんしんセンターにご相談ください。



担当のケアマネージャー又は高齢者あんしんセンターが千代田区に申請書・関係書類を提出します。



千代田区から対象者に利用決定通知書を郵送します。



サービスの利用開始



利用料金は訪問介護事業所へ直接お支払いください。訪問介護事業所によって請求方法が異なりますので、あらかじめご確認ください。

【お問合せ先】 千代田区保健福祉部高齢介護課 介護事業指定係

電話 : 03-5211-4336

メール : kaigosoudan@city.chiyoda.lg.jp